地方整備局副局長	地方整備局副局長
地方整備局次長	地方整備局次長
地方整備局の事務所長	地方整備局の事務所長
北海道開発局長	北海道開発局長
北海道開発局の開発建設部長	北海道開発局の開発建設部長
地方運輸局長	地方運輸局長
運輸監理部長	運輸監理部長
地方航空局長	地方航空局長
観光庁長官	観光庁長官
気象庁長官	気象庁長官
気象研究所長	気象研究所長
気象衛星センター所長	気象衛星センター所長
管区気象台長	管区気象台長
沖縄気象台長	沖縄気象台長
運輸安全委員会事務局長	運輸安全委員会事務局長
海上保安庁長官	海上保安庁長官
海上保安大学校長	海上保安大学校長
海上保安学校長	海上保安学校長
管区海上保安本部長	管区海上保安本部長
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局開発建設部長	沖縄総合事務局開発建設部長
沖縄総合事務局の事務所長	沖縄総合事務局の事務所長
財務局長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局長に限る。）	財務局長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局長に限る。）
財務支局長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務支局長に限る。）	財務支局長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務支局長に限る。）
財務事務所長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務事務所長に限る。）	財務事務所長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務事務所長に限る。）
財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）	財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）
都道府県知事	都道府県知事

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

○国土交通省令第七十七号

港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第一項第四号及び第五号並びに同条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十二**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の二十六第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更	（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十二**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の二十四第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更